

第24回福山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

議事次第

日時：2021年（令和3年）8月5日（木）15:30～
場所：福山市役所6階 第60会議室

1 開 会

2 報告事項

- （1） 国・県の状況について
- （2） 本市の感染状況について
- （3） 広島県の感染防止対策について

3 協議事項

- （1）本市の対応について
- （2）市長メッセージについて
- （3）その他

4 閉 会

2 報告事項

(1) 国・県の状況について

■ 国の対応状況

1月28日	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令公布（2月1日施行）
1月30日	対策本部設置
1月30日	第1回対策本部会議（～7/30 第71回）
2月16日	第1回専門家会議（～6/19 第17回）※7/3廃止（第40回対策本部会議決定）
2月25日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」決定
2月26日	全国的なイベント等の中止等の対応要請（3月10日 継続要請）
2月27日	小中学校・高等学校等の一斉臨時休業要請
3月14日	新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律施行 （特措法の規定を新型コロナウイルス感染症に適用）
3月19日	専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（計7回）
3月26日	特措法に基づく政府対策本部の設置
3月28日	「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」決定
4月7日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出
5月25日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
7月3日	新型インフルエンザ等対策有識者会議に新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置
7月6日	第1回新型コロナウイルス感染症対策分科会 （～2/25 第25回（令和2年度）、～6/16 第4回（令和3年度））
11月1日	国際的な人の往来の再開
12月8日	「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」閣議決定
1月7日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（2回目） 対象期間：1月8日から2月7日まで 対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
1月13日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（7府県を追加） 対象区域：栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、 京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
2月8日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長及び区域変更（栃木県を解除） 対象期間：1月8日から3月7日まで 対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、 大阪府、兵庫県、福岡県
2月28日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（6府県を解除） 対象区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
3月8日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長 対象期間：1月8日から3月21日まで
3月21日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除
4月1日	まん延防止等重点措置 対象期間：4月5日から5月5日まで 対象区域：宮城県、大阪府、兵庫県
4月9日	まん延防止等重点措置 対象期間：4月12日から5月5日まで 対象区域：京都府、沖縄県
4月9日	まん延防止等重点措置 対象期間：4月12日から5月11日まで 対象区域：東京都
4月16日	まん延防止等重点措置 対象期間：4月20日から5月11日まで 対象区域：埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県
4月23日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」発出（3回目） 対象期間：4月25日から5月11日まで 対象区域：東京都、大阪府、兵庫県、京都府 まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～5/11）宮城県、沖縄県 追加（4/25～5/11）愛媛県
5月7日	まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～5/31） 沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県 追加（5/9～31） 北海道、岐阜県、三重県
5月7日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～5/31） 東京都、大阪府、兵庫県、京都府 追加（5/12～31） 愛知県、福岡県
5月14日	まん延防止等重点措置 対象区域：追加（5/16～6/13） 群馬県、石川県、熊本県 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加） 対象区域：追加（5/16～31）北海道、岡山県、広島県
5月21日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の区域変更（追加） 対象区域：追加（5/23～6/20）沖縄県
5月28日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長 対象区域：延長（～6/20）北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、 岡山県、広島県、福岡県 まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～6/20）埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県
6月17日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更 対象区域：延長（～7/11）沖縄県 解除（～6/20）北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、 岡山県、広島県、福岡県 まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～7/11） 埼玉県、千葉県、神奈川県 追加（6/21～7/11） 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県
7月8日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～8/22）沖縄県 追加（～8/22）東京都 まん延防止等重点措置 対象区域：延長（～8/22）埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府
7月30日	「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」の期間延長・区域変更（追加） 対象区域：延長（～8/31）沖縄県、東京都 追加（8/2～8/31）埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府 まん延防止等重点措置 対象区域：追加（8/2～8/31）北海道、石川、京都、兵庫、福岡
8月5日	まん延防止等重点措置 対象区域：追加予定（8/8～8/31）福島、茨城、栃木、群馬、静岡、愛知、滋賀、熊本

■ 県の対応状況

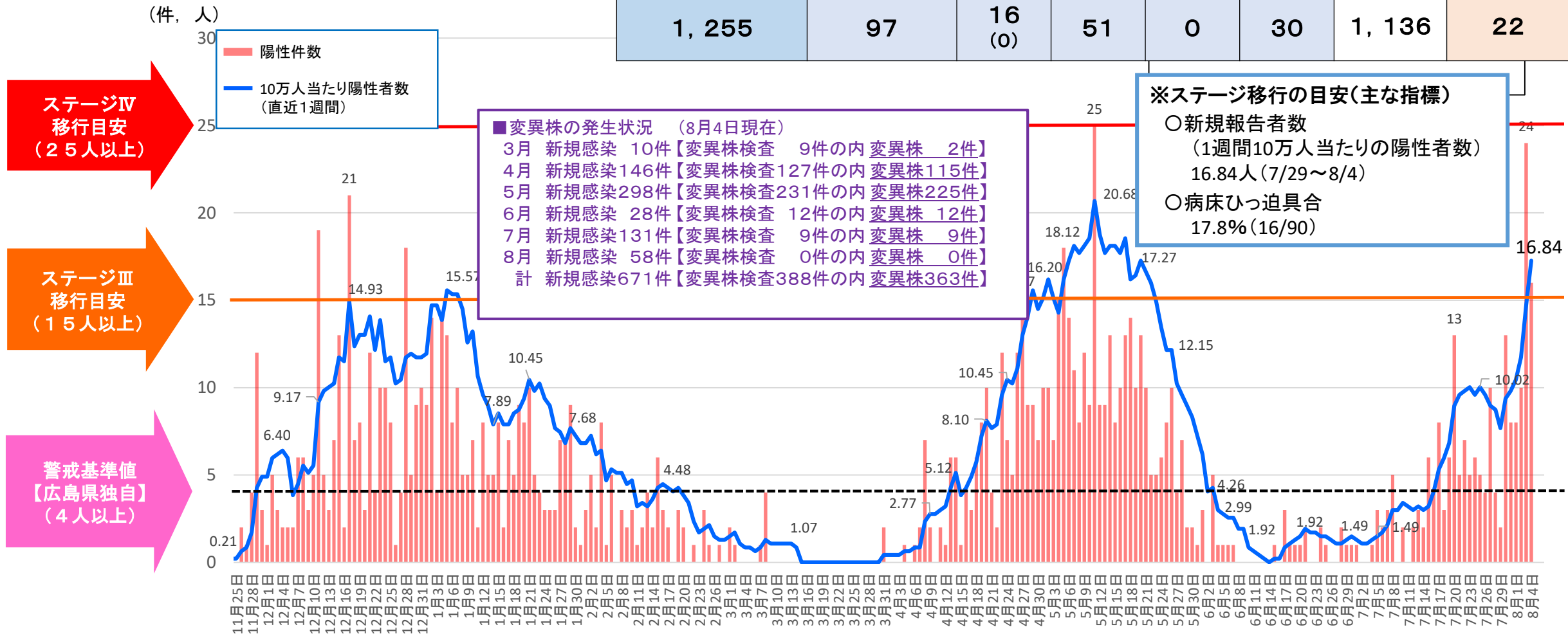
1月29日	特別警戒本部設置
1月29日	第1回特別警戒本部員会議（～7/30 第41回）
1月29日	県民向け相談窓口設置
1月30日	特別警戒本部を「非常体制」に移行
2月26日	県主催イベント等の取扱いを決定
2月28日	県立小中学校・高等学校等の一斉臨時休業を決定
3月6日	県内（広島市）で1例目の感染を確認（8月5日現在 計12,458例の感染を確認）
3月26日	特措法に基づく県対策本部の設置
4月13日	広島県感染拡大警戒宣言
4月14日	県立学校の臨時休業を決定（期間：4月16日から5月6日まで）
4月18日	広島県における緊急事態措置等制定（措置等期間：5月6日まで）
4月27日	県立学校の臨時休業延長を決定（延長期間：5月31日まで）
5月5日	広島県における緊急事態措置等の変更（措置等期間：5月31日まで）
5月11日	広島県における緊急事態措置等の変更（一部施設の使用制限の協力要請解除）
5月15日	広島県の対処方針制定（最終改正：7月8日）
11月13日	「早期の医療受診」の勧奨、「積極ガードダイヤル」の周知・啓発メッセージ発信
12月11日	「新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：12月12日から1月3日まで）
12月25日	「新型コロナ感染拡大防止集中対策」の期間延長等を決定（実施期間：1月17日まで）
1月14日	「第2次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：1月8日から2月7日まで）
2月4日	「第3次新型コロナ感染拡大防止集中対策」決定（実施期間：2月8日から2月21日まで）
4月19日	警戒レベルステージ2へ引き上げ
5月7日	警戒レベルステージ3へ引き上げ
	「新型コロナ感染防止集中対策」決定（実施期間：5月8日から6月1日まで）
5月14日	警戒レベルステージ4へ引き上げ
5月15日	「緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定 （集中対策期間：5月8日～6月1日 緊急事態措置実施期間：5月16日～31日）
5月28日	「緊急事態宣言」の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策の延長 決定 （集中対策期間：5月8日～6月20日 緊急事態措置実施期間：5月16日～6月20日）
6月17日	「緊急事態宣言」解除後の新型コロナ感染拡大防止集中対策 決定 （集中対策期間：6月21日～7月11日）
7月8日	感染拡大防止集中対策 終了の決定（7月11日まで）、対処方針の改正
7月30日	新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策 決定 集中対策重点区域：広島市、三原市、廿日市市 （早期集中対策期間：7月31日～9月12日）

(2)本市の感染状況について

2021年（令和3年）8月4日現在

感染状況の推移

陽性者 (延人数)	現在患者数					退院等	死亡
		入院 (内重症)	宿泊療養	施設療養	その他		
1, 255	97	16 (0)	51	0	30	1, 136	22



※警戒基準値…行動制限が必要となるステージⅢに至らないよう早期の対策を講じるための「めやす」（広島県独自）

※ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

※ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

県内の感染状況

令和3年8月4日時点

1. 県内の感染状況

1. 県内の感染状況

感染者発生状況(市町別)

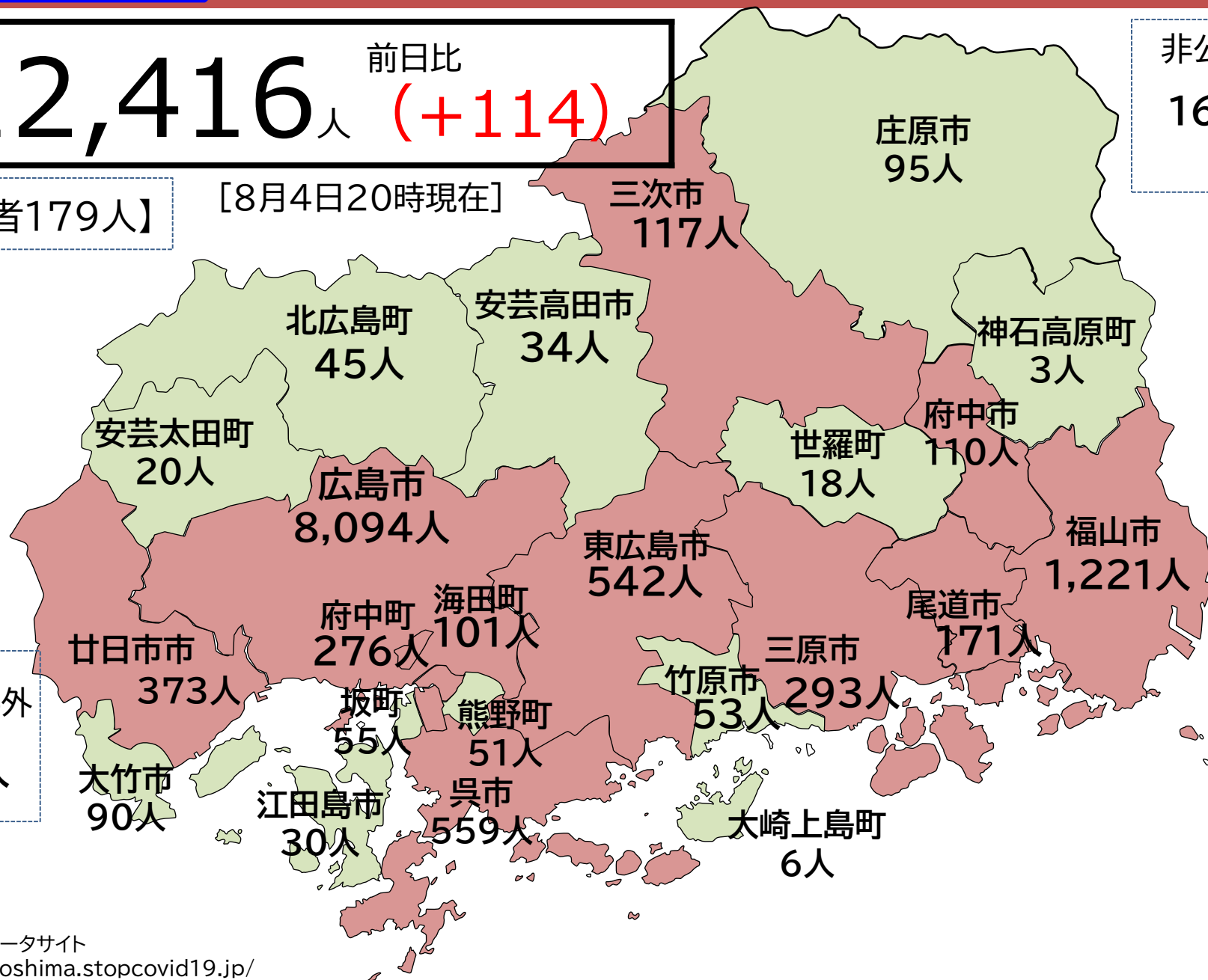
延 **12,416**人 前日比 **(+114)**

【死亡者179人】

[8月4日20時現在]

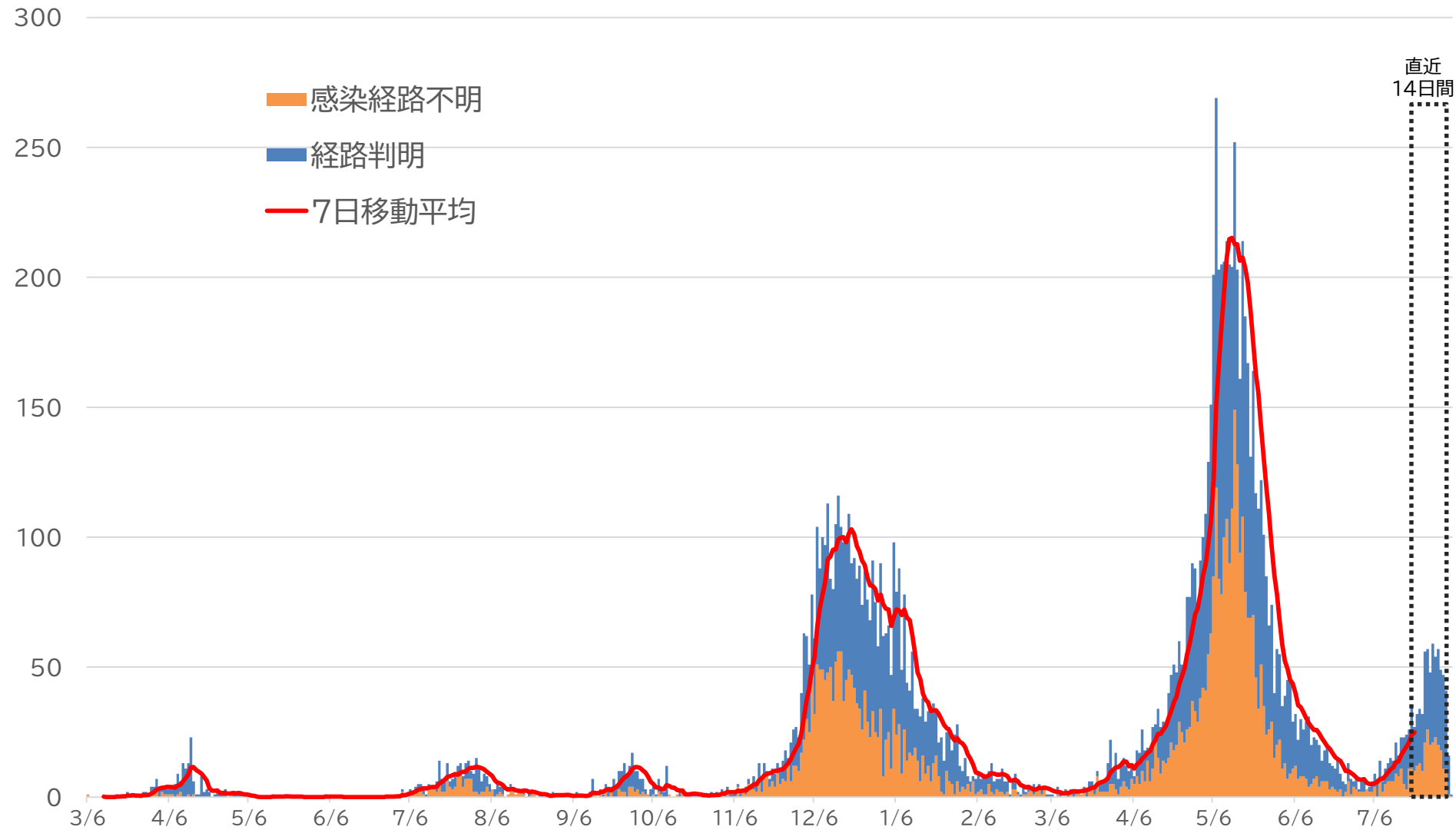
非公表
16人

広島県外
43人



発症日別(無症状の場合は判明日)流行曲線

8月4日20時整理

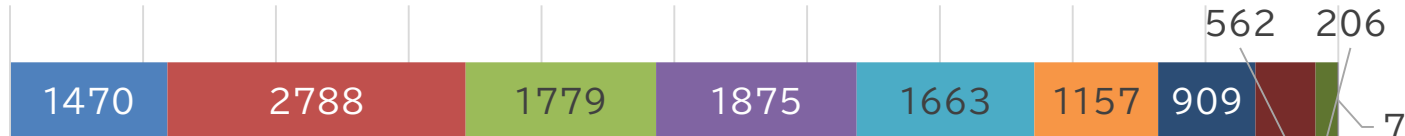


年代構成

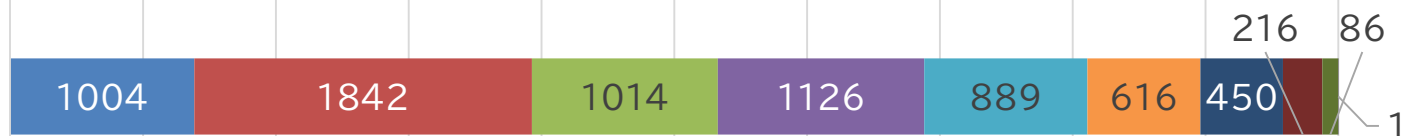
8月4日20時整理

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%

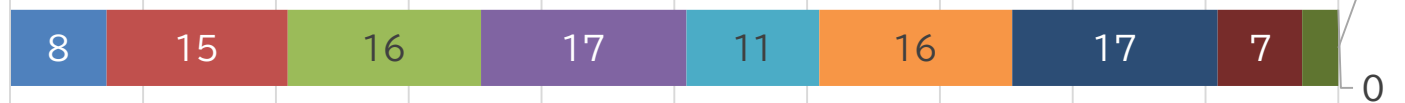
全期間(R2.3/7~):N=12416



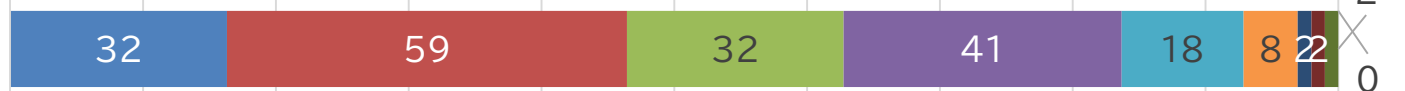
R3.4/1~8/4:N=7244



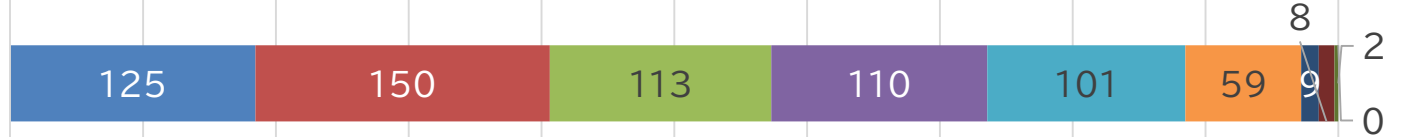
R3.6/24~7/7:N=110



R3.7/8~7/21:N=196



R3.7/22~8/4:N=677



■~10代 ■20代 ■30代 ■40代 ■50代 ■60代 ■70代 ■80代 ■90代 ■100代

分科会参考指標

8月4日20時整理

公表日別の県市別分科会参考指標

7月29日(木) ~ 8月4日(水) の1週間

分科会参考指標	広島市	呉市	福山市	広島県	広島県 (3市除く)	ステージⅢ	ステージⅣ
療養者数(10万対)(人)	17.6	16.2	17.1	18.4	20.6	20人以上	30人以上
新規報告者数(10万対)(人)	17.1	14.9	14.5	16.3	16.6	15人以上	25人以上
PCR陽性率(7日間)(%)	19.1	9.6	18.1	2.0	1.5	5%以上	10%以上
感染経路不明割合(%)	39.0	33.3	52.9	35.9	24.8	50%以上	
病床のひっ迫具合(%) (確保病床数)	同右			17.2	同左	1/5以上	1/2以上
重症者用病床のひっ迫具合(%) (確保病床数)	同右			10.1	同左	1/5以上	1/2以上
入院率(%)	同右			28.2	同左	40%以下	25%以下
参考 直近1週間の感染者数(人) (上段は先週1週間)	83 205	3 33	42 68	218 459	90 153	-	

※県把握情報をもとに作成(後日若干の修正が行われる可能性あり)

※PCR陽性率は7/22~7/28の7日間(把握している最新情報)について作成

※3市分のPCR陽性率には、各市の陽性例で医療機関において検査した結果を含まない

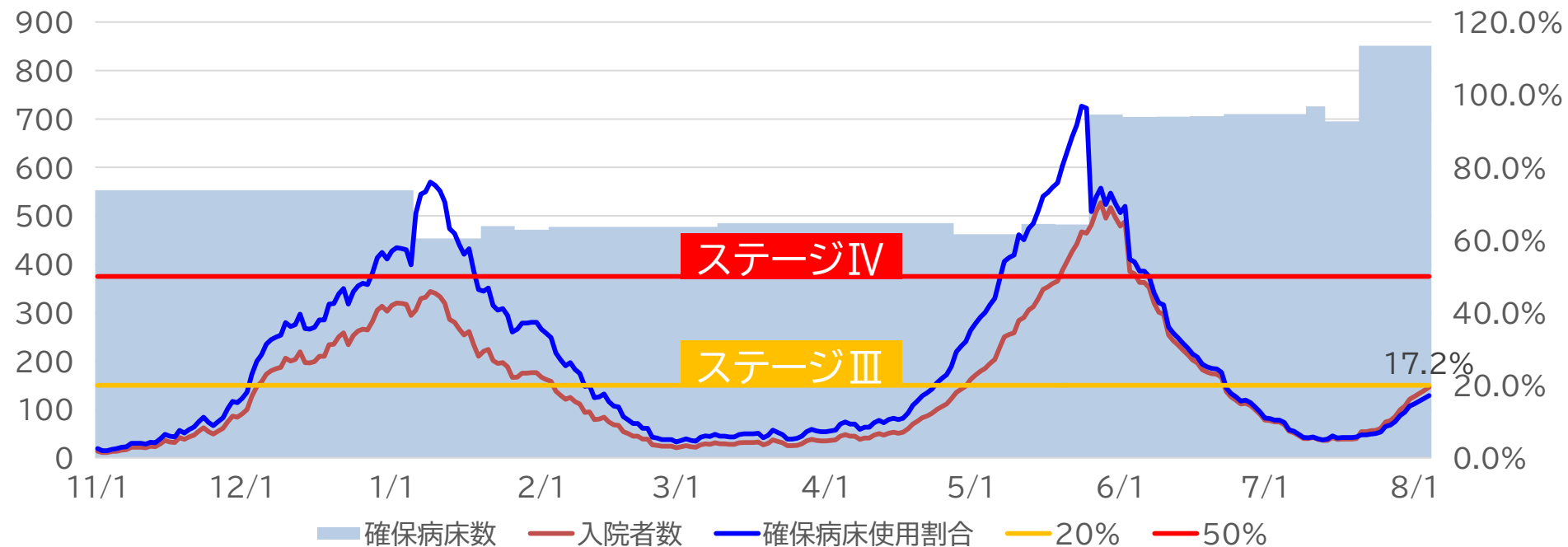
※感染経路不明割合は7日移動平均

※入院率の指標については、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用する

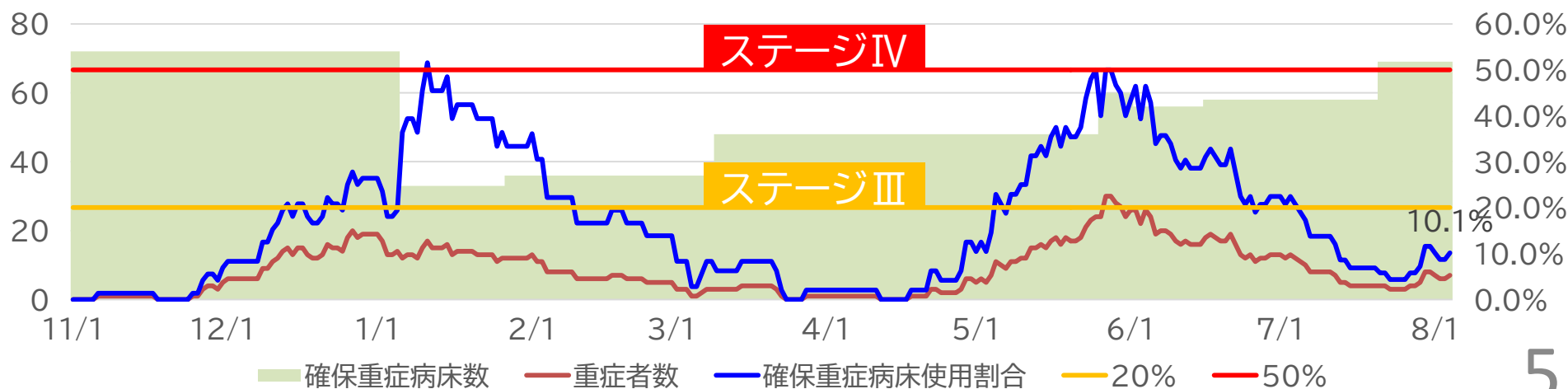
※重症者用病床に8/4現在7名。重症者病床は最大69床確保(県全体)、現時点で48床確保(県全体)

分科会参考指標① 医療のひっ迫具合

確保病床使用割合

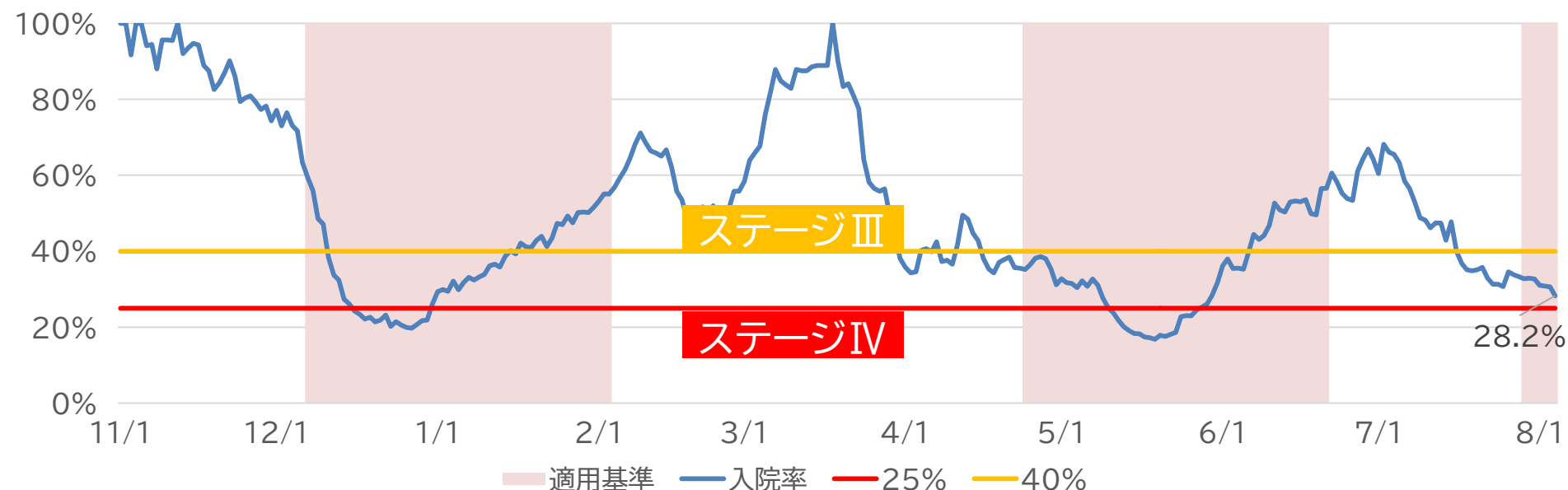


確保重症病床使用割合



分科会参考指標① 医療のひっ迫具合

入院率



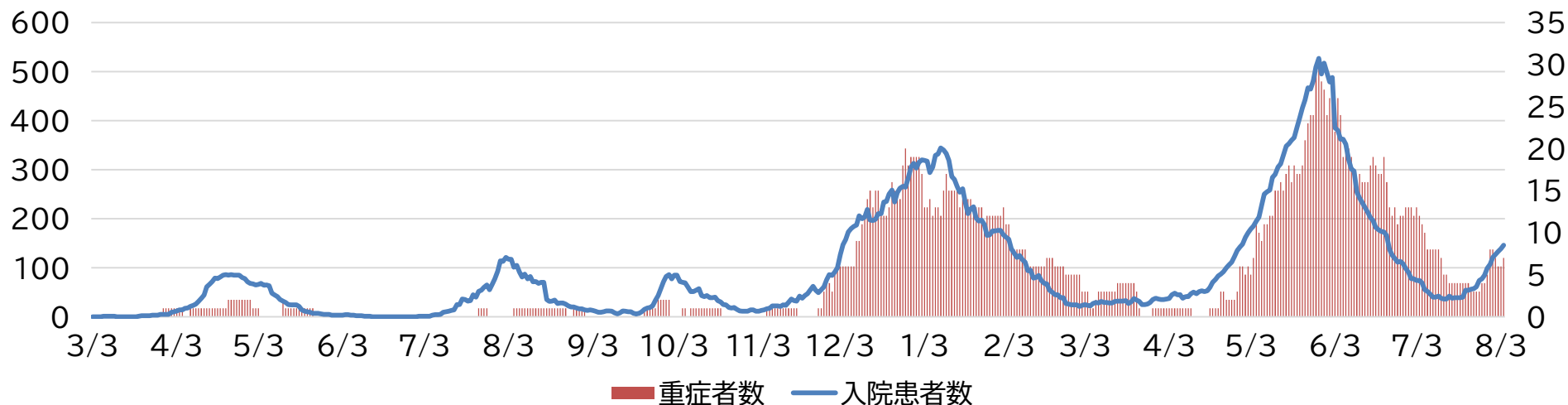
【用語説明】

確保病床数: その時点におけるフェーズで最終的に確保することとされている病床数。現に稼働している病床数(即応病床数)とは異なる。

入院率: 療養者数に占める入院患者の割合。ただし、人口10万人あたりの療養者数が10人未満の場合は適用しない。

(参考)重症者数と重症者割合

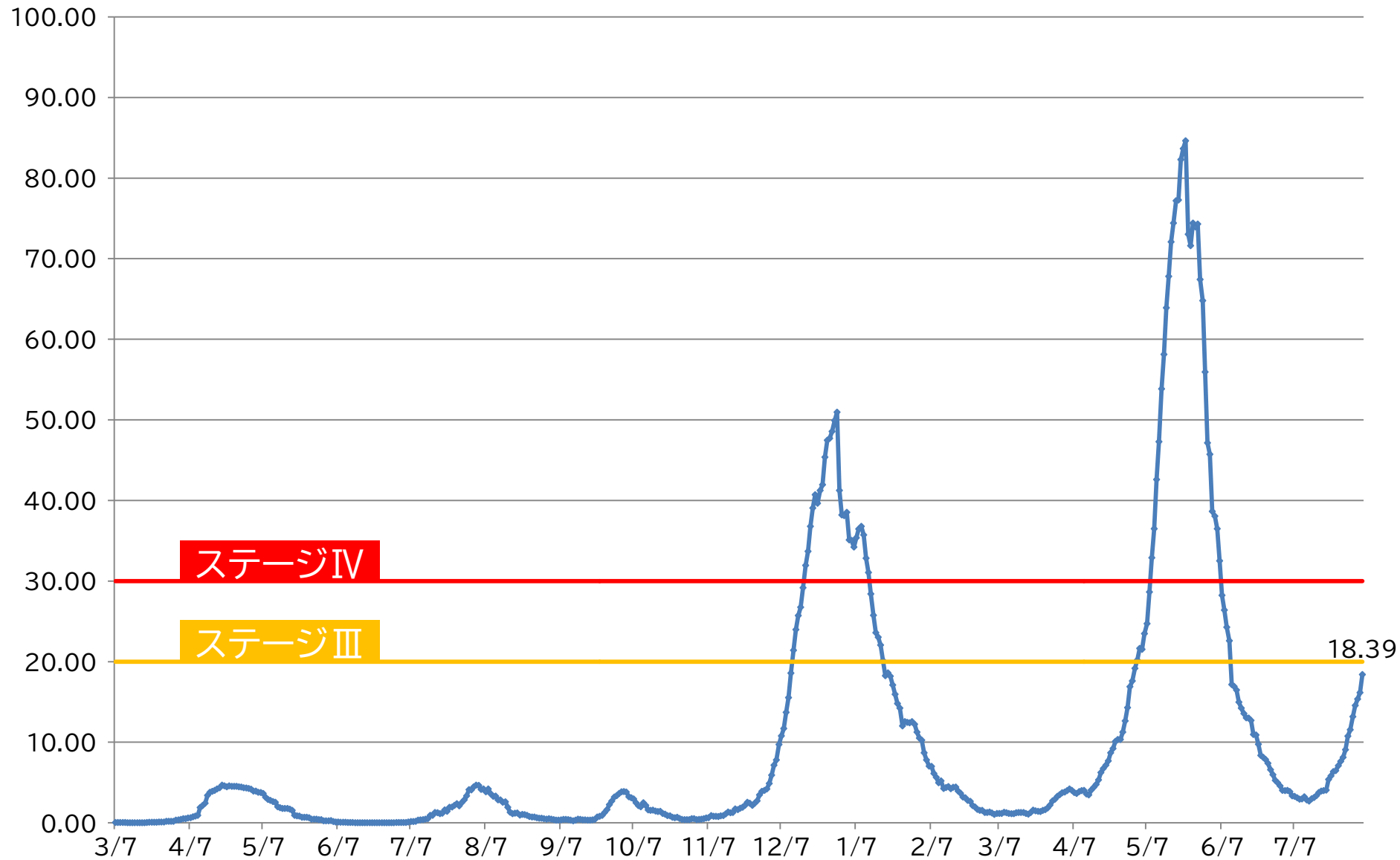
入院患者数(左軸)と重症者数(右軸)



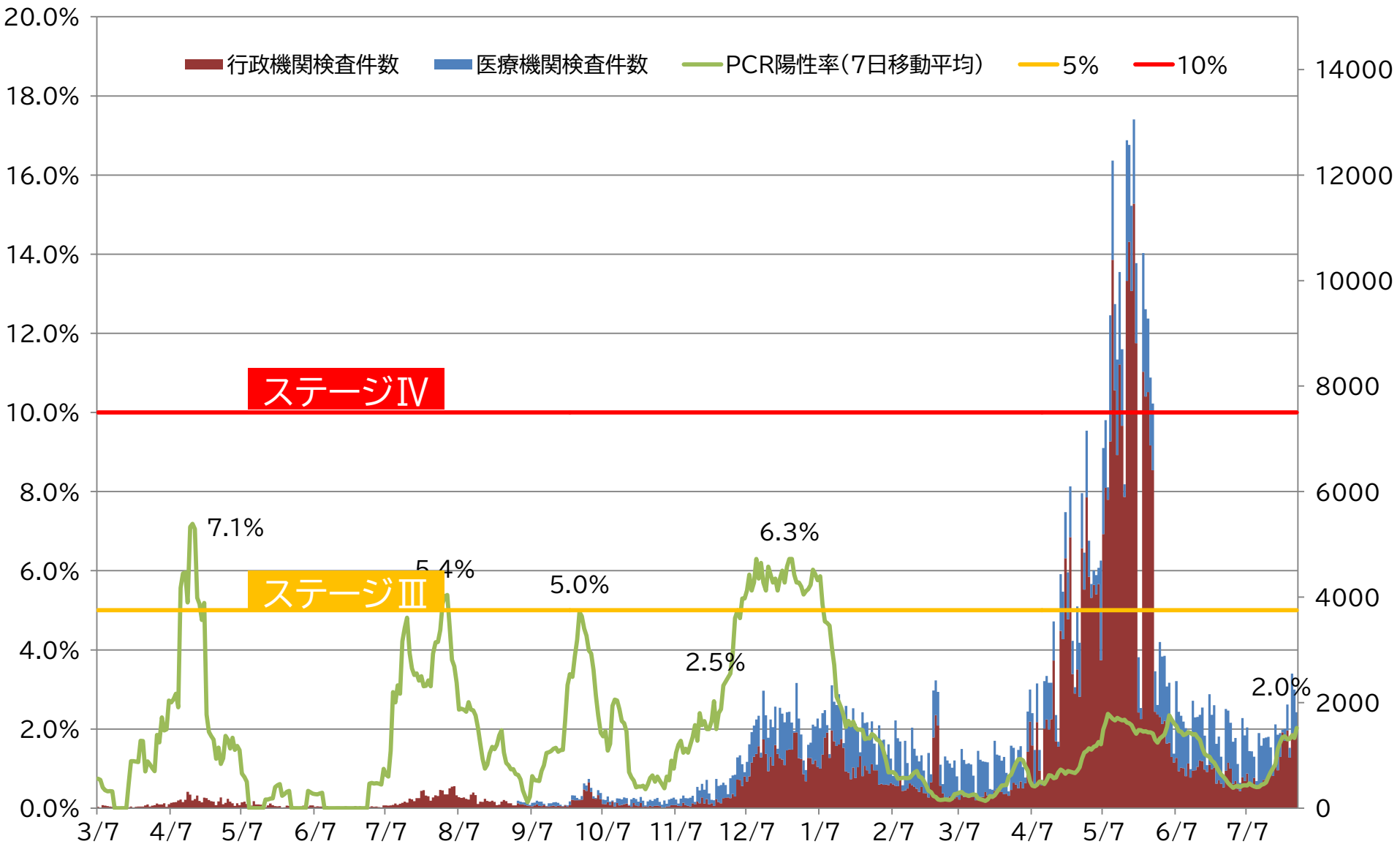
入院患者に占める重症者の割合



分科会参考指標② 全療養者数(人口10万人あたり)

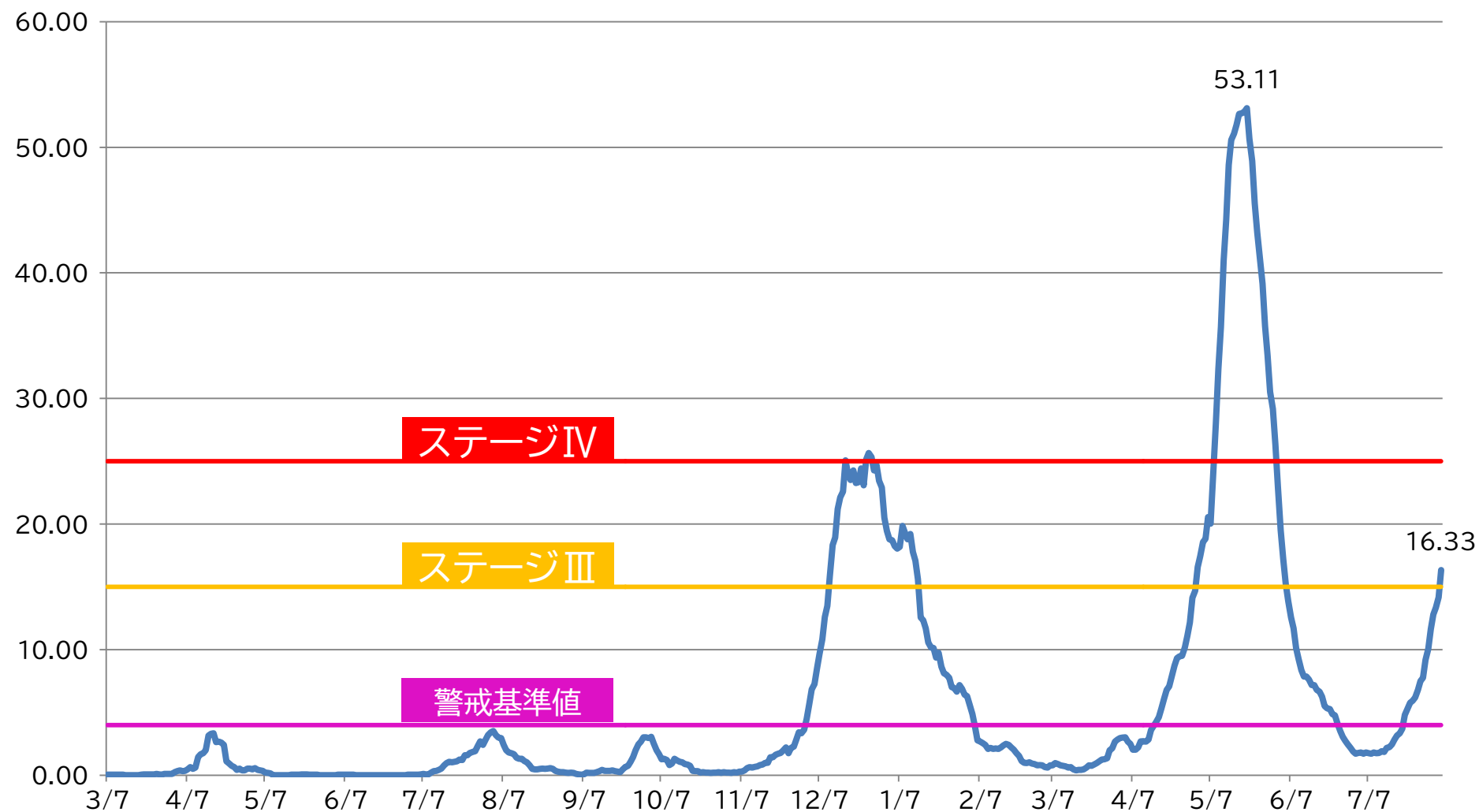


分科会参考指標③ PCR陽性率



PCRセンター、PCRモニタリングポイント、PCRトライアル及び集中実施における実施件数は行政検査件数に含まれる。

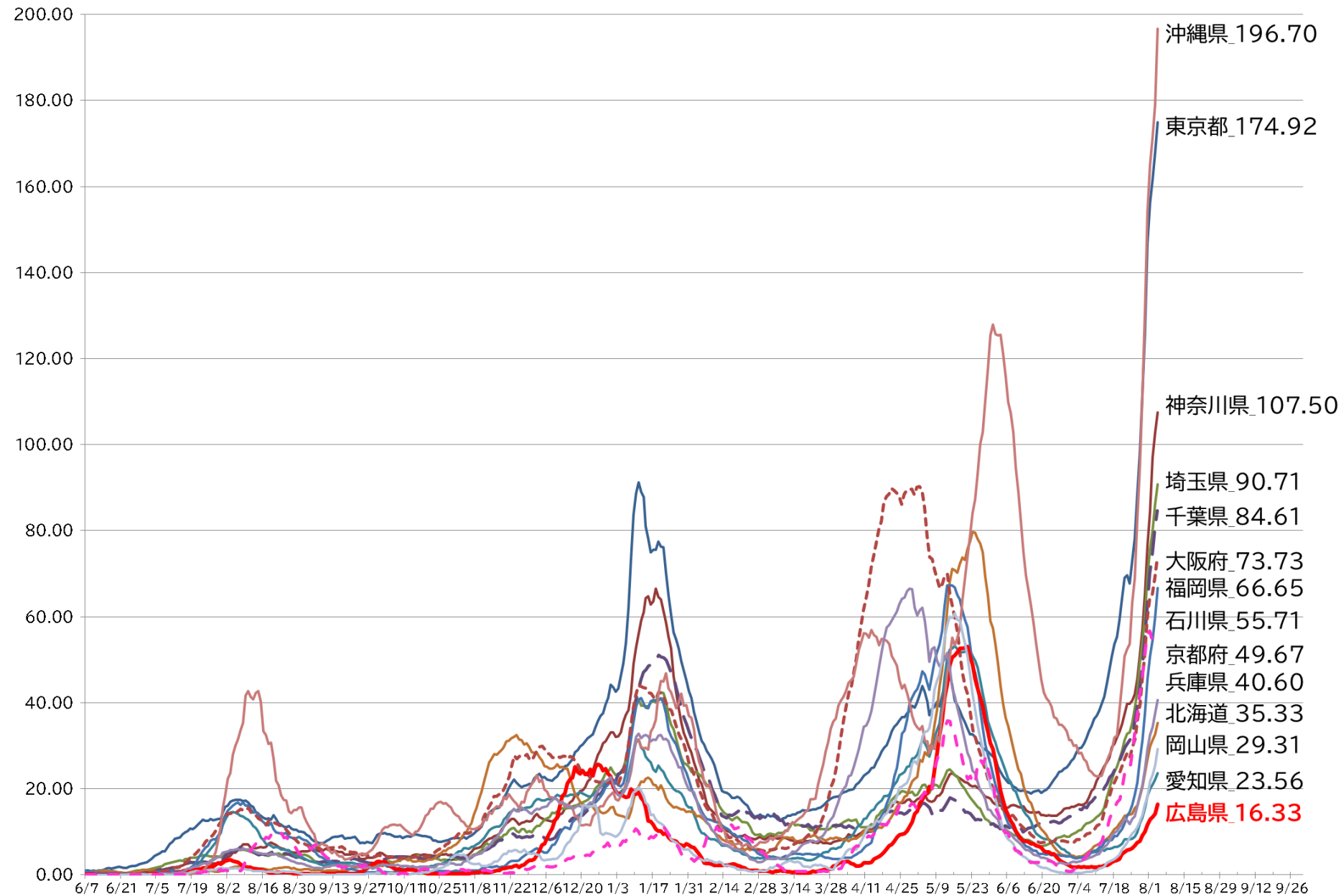
分科会参考指標④ 新規報告数(直近1週間人口10万人あたり)



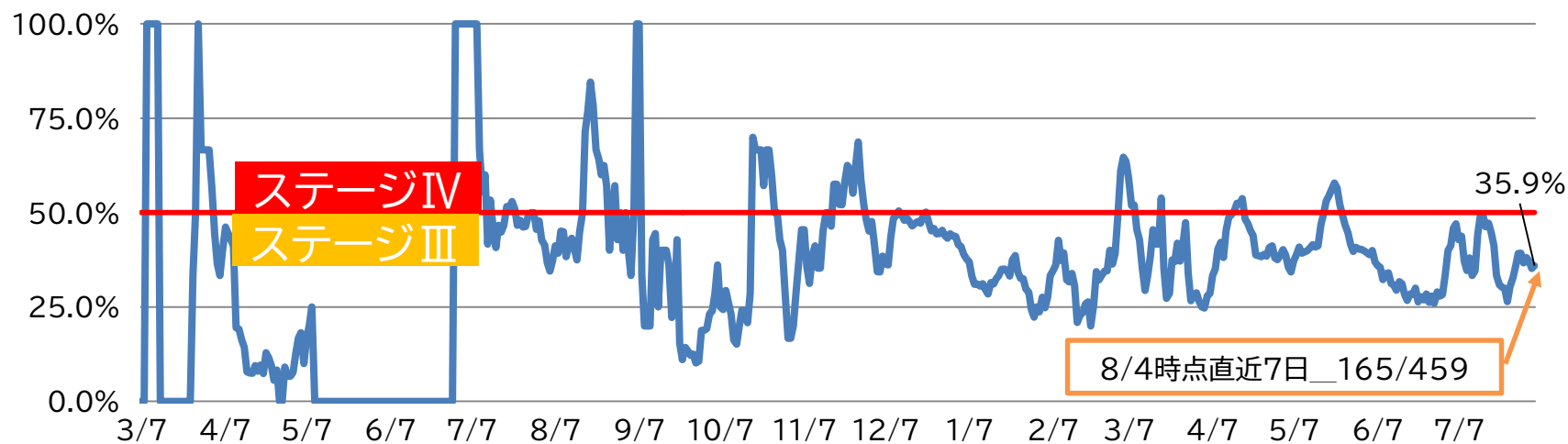
(人)

直近1週間の人口10万人当たり新規報告者数

8/4時点

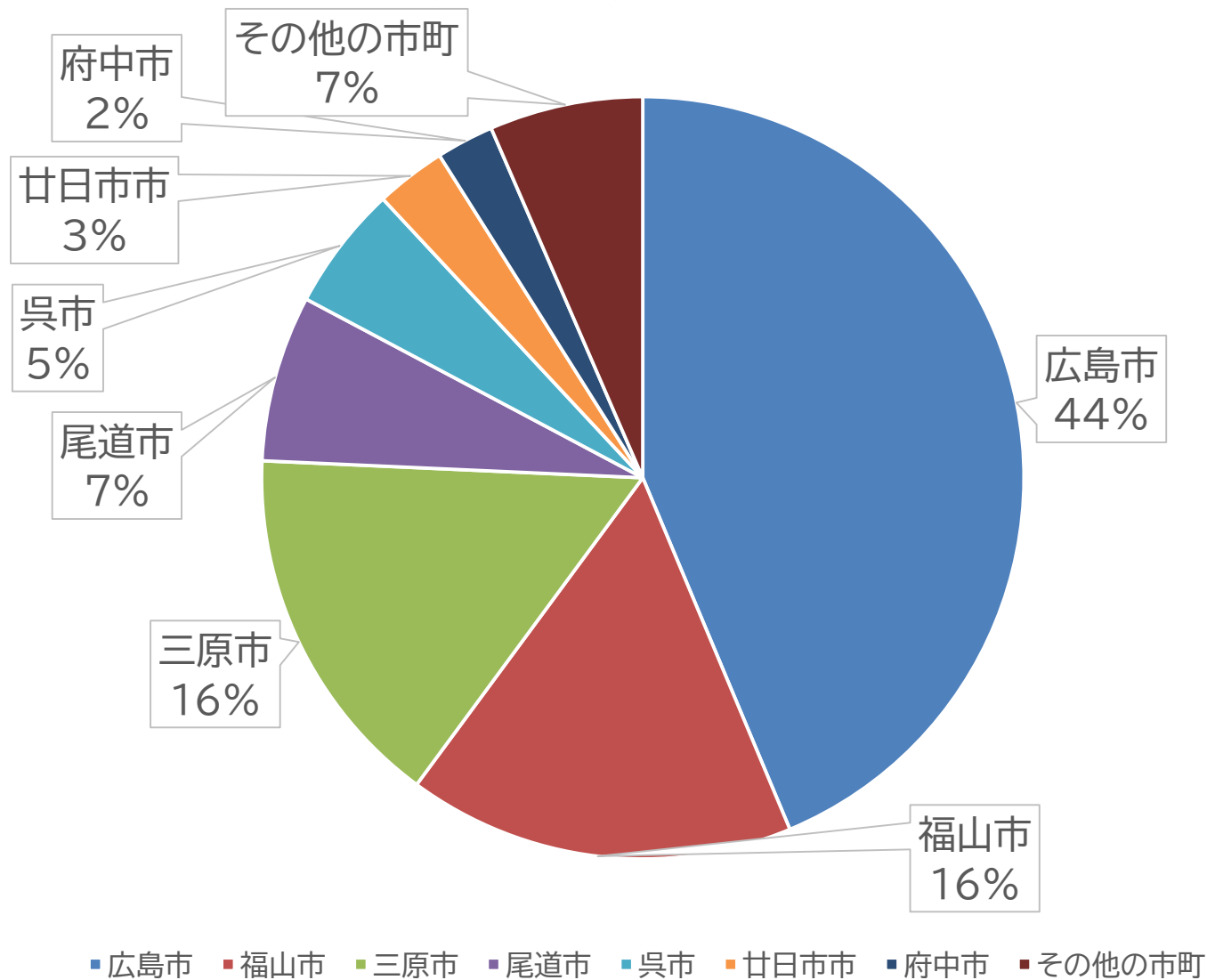


分科会参考指標⑤ 感染経路不明数の割合(7日移動平均)



市町別発生状況

7/23~8/5 N=737



集中対策重点区域の追加

(市町別)直近1週間の人口10万人あたりの新規報告者数(8/5速報値含む)

	安芸太田町	北広島町	安芸高田市	三次市	庄原市	
	0.00	5.40	7.02			
廿日市市	広島市	府中町	東広島市			神石高原町
8.53	17.81	5.75		0.00	0.00	0.00
		熊野町		世羅町	府中市	福山市
		12.54	6.89	0.00	43.59	
大竹市	海田町	呉市	竹原市	三原市	尾道市	
0.00	9.94	15.32	7.96	68.75	24.97	17.06
	坂町					
	0.00	江田島市	大崎上島町			
		4.36	0.00			

新たに集中対策重点区域として、ステージⅢ目安値を超えている
呉市, 尾道市, 福山市, 府中市を追加

令和 3 年度第 8 回広島県新型コロナウイルス感染症対策専門員会議 答申

令和 3 年 8 月 4 日

1 患者発生動向及びステージ区分の評価について

- 参考指標である直近 1 週間の新規報告者数（人口 10 万対）の速報値は、県全体で 16.3 人とステージⅢの水準（15.0 人）を上回っている。
- その他、入院率がステージⅢの水準にある。
- 先週から今週にかけて新規報告者数が拡大傾向にあり、地域的にみても、面的な広がりが示唆される。
- 過去の経験から、一定の拡大を見せると拡大が止まらないことから、現時点で、ステージⅢの状況にあると判断する。

2 今後の感染拡大防止対策について

- 8 月 4 日からの集中対策による人流の変化を注視する必要がある。
- 長引くコロナウイルス対策への慣れ、疲れも懸念されることから、人流が減少しなければ、首都圏や関西圏のように、これまでにない感染拡大となる恐れがある。
- 感染拡大のピークをできるだけ低い水準に抑えるためには、集中対策に加え、人流の抑制と接触の削減を基本とした行動制限や施設の使用制限などさらに強い対策を打つ必要がある。こうした対策が実現する具体的な方策を提示し、粘り強く取り組んでいくことが必要である。
- ワクチン接種の加速化を図り、特に 40 歳から 65 歳未満へ強く勧めること。

3 その他

- 重症化リスクの高い肥満及び基礎疾患を持つ方に特に強い行動制限や感染予防策の適用を導入できる工夫をお願いする。
- ワクチン接種済み証明書のイベント等への活用といったワクチン接種推進のための方策の検討も必要である。
- 医療体制は、宿泊、自宅療養者の健康観察を強化するとともに、保健行政と地区医師会が連携し、オンライン診療を含め、陽性者外来を実施する施設の増加を図ること。

2021年（令和3年）8月5日

福山市新型コロナウイルス感染症対策本部

集中対策重点区域への指定に伴う本市の対応について

本市は、県の早期集中対策（7月31日～9月12日の間）に基づき、感染拡大防止に取り組んできました。こうした中、広島県は、ステージⅢになり感染が拡大している状況にあります。

本市では、県の集中対策重点区域の指定を受け、次のとおり対応します。

1 集中対策期間 8月6日（金）～9月12日（日）

2 本市の対応

（1）公共施設等の利用について

ア 貸館等施設利用の新規予約の中止

イ 地域のサークル活動、交流会、スポーツ活動、学習会等の活動における施設の利用自粛

ウ 文化施設等における入場制限

エ 大型遊具の使用禁止

※ 「公共施設等の利用について」を参照

（2）市が主催するイベント等について

市が主催するイベント等の原則中止又は延期

3 「新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策」（令和3年8月5日変更）を参照

※ _____下線は、新規対応

公共施設の利用について

福山市の公共施設における8月10日～9月12日までの対応は、次のとおりです。

○基本的な方向性

- ・貸館については、9月12日までの利用の自粛をお願いします。
 - ・9月13日以降の予約受付は行いますが、状況により自粛要請を行う場合があります。
 - ・20時以降開館している施設については、8月6日から開館時間を20時まで短縮します。(周知期間の必要な施設を除く)
- ただし、既に20時以降の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は使用を認めます。

区分	連番	施設名	対応状況	利用制限の内容等	問い合わせ先
文化 関連 施設	1	菅茶山記念館	利用制限	・混雑状況により、入場を制限。	経済環境局 文化観光振興部文化振興課 電話:084－928-1117
	2	神辺歴史民俗資料館			
	3	松永はきもの資料館			
	4	鞆の浦歴史民俗資料館			
	5	鞆の津の商家			
	6	あしな文化財センター			
	7	しんいち歴史民俗博物館			
	8	ふくやま美術館			
	9	ふくやま書道美術館			
	10	ふくやま文学館			
	11	ぬまくま文化館			
	12	福寿会館			
	13	ふくやま芸術文化ホール		・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:利用の自粛を要請(使用料全額還付あり)。 ただし、利用する場合は大声あり収容率50%, 大声なし収容率100%	
	14	神辺文化会館			
	15	沼隈サンパル		※現在, リニューアル・耐震工事のため休館中	
	16	福山城博物館			
	17	福山城(湯殿・月見櫓)			
運動 関連 施設	18	エフピコアリーナふくやま (総合体育館)	利用制限	・新規の予約:中止 ・既存の予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)	市民局まちづくり推進部 スポーツ振興課 電話:084-928-1106
	19	福山通運ローズアリーナ (緑町公園屋内競技場)			
	20	松永健康スポーツセンター			
	21	松永グリーンパーク水泳場			
	22	水上スポーツセンター			
	23	沼隈体育館			
	24	新市スポーツセンター			
	25	障害者体育センター			
	26	takao+ばらの街アレナ神辺 (神辺体育館)			
	27	福山通運ローズスタジアム (竹ヶ端運動公園陸上競技場)			
	28	エブリイ福山市民球場 (竹ヶ端運動公園野球場)			
	29	神辺テニスセンター			
	30	福山テニスセンター			
	31	沼隈体育センター			
福祉 関連 施設	32	グラウンド・ゴルフ場			
	33	その他スポーツ施設			
	34	老人福祉センター(5施設)	利用制限	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請	保健福祉局 長寿社会応援部高齢者支援課 電話:084-928-1064
	35	ふれあいプラザ(32施設)	利用制限		
	36	内海高齢者コミュニティセンター	利用制限		
	37	すこやかセンター	利用制限	・新規の予約:中止 ・既存の予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)	保健福祉局 保健部総務課 電話:084-928-1164
	38	駅家福祉センター 加茂福祉会館			保健福祉局 福祉部福祉総務課 電話:084-928-1061
社会 教育・ 社会 体育 関連	39	まなびの館ローズコム	利用制限	・新規の貸館予約:中止 ・既存の貸館予約:利用の自粛要請(使用料全額還付あり)	市民局 まちづくり推進部 中部地域振興課 電話:084-932-7265
	40	市立小中学校等体育館		・新規予約は中止 ・既予約は利用の自粛要請	各学校
	41	市立小中学校等グラウンド		・新規予約は中止 ・既予約は利用の自粛要請	各学校
	42	図書館(7施設)		・短時間(1時間以内)の館内利用は可	中央図書館 電話:084-932-7222 松永図書館 電話:084-933-3770 北部図書館 電話:084-976-4822 東部図書館 電話:084-940-2575 沼隈図書館 電話:084-987-5630 新市図書館 電話:0847-52-5551 神辺図書館 電話:084-962-5053
	43	歴史資料室		・混雑状況により、入場を制限	総務局総務部 情報管理課 歴史資料室 電話:084-932-7264

区分	連番	施設名	対応状況	利用制限の内容等	問い合わせ先
市民センター等	44	西部市民センター	利用制限	・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請(使用料全額還付あり)	市民局松永支所 松永市民サービス課 電話: 084-930-0400
	45	北部市民センター			市民局北部支所 北部市民サービス課 電話: 084-976-8800
	46	東部市民センター			市民局東部支所 東部市民サービス課 電話: 084-940-2571
	47	かななべ市民交流センター			市民局神辺支所 神辺市民サービス課 電話: 084-962-5000
	48	ぬまくま市民交流センター			市民局 沼隈支所 電話: 084-980-7700
	49	しんいち市民交流センター			市民局 新市支所 電話: 0847-52-5512
	50	うつみ市民交流センター	利用制限	・温浴プールは利用中止 ・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請(使用料全額還付あり) ・1階市民サロン、2階まちづくりサポートセンターは利用中止 ・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請(使用料全額還付あり)	市民局 内海支所 電話: 084-986-3111
	51	市民参画センター			市民局まちづくり推進部 協働のまちづくり課 電話: 084-923-9005
その他	52	公民館・交流館(79施設) コミュニティセンター・館(17施設)		・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請	市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話: 084-928-1243
	53	えほんの国	利用制限	えほんの国及び子育て応援センターのプレイルームは混雑状況により、入場を制限。 相談や申請等は実施(電話で可能なものは電話で)	保健福祉局 ネウボラ推進部ネウボラ推進課 (子育て応援センター) 電話: 084-932-7284
	54	リサイクルプラザ	利用制限	大型遊具の使用禁止 ecoちゃれんじ講座の中止	経済環境局 環境部環境啓発課 (リサイクルプラザ) 電話: 084-954-2619
	55	人権平和資料館	利用制限	・混雑状況により、入場を制限。	市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話: 084-928-1006
	56	ふれ愛ランド	利用制限	・新規の予約: 中止 ・既存の予約: 利用の自粛要請(使用料全額還付あり)	市民局まちづくり推進部 青少年・女性活躍推進課 電話: 084-928-1046
	57	市立動物園	利用制限	爬虫類館の閉館、混雑時の入場制限	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話: 084-928-1042
	58	平家谷椿園	利用制限	※現在、開園時期外につき閉鎖中	
	59	山野峡自然公園(キャンプ場)	利用制限	・新規の団体予約の中止	
	60	仙酔島(キャンプ場)		・新規の団体予約の中止	
	61	クレセントビーチ海浜公園キャンプ場	利用制限	・新規の団体予約の中止	経済環境局 経済部農業振興課 電話: 084-928-1242
	62	園芸センター	利用制限	混雑状況により入場を制限	
	63	クレセントビーチ海浜公園(海水浴)	利用制限	監視員の見回りによるソーシャルディスタンスの徹底 水上設置遊具については、定員の3分の2の利用制限 ※開催期間: 7月16日～8月22日	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話: 084-928-1042
	64	鞆の浦海水浴場(仙酔島)	利用制限	監視員の見回りによるソーシャルディスタンスの徹底 ※開催期間: 7月17日～8月15日	
	65	本郷憩いの森(キャンプ場)	利用制限	・新規の団体予約の中止	経済環境局 経済部農林水産課 電話: 084-928-1033
	66	喫茶SHION(市営渡船2階)	利用制限	利用者へのソーシャルディスタンスの徹底	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話: 084-928-1042
	67	福山メモリアルパーク	利用制限	看板及び園内放送による 感染防止の呼びかけ(周知・啓発) プールは入場制限	建設局 都市部公園緑地課 電話: 084-928-1095
	68	内海多目的集会所	利用制限	・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請	経済環境局 経済部農林水産課 電話: 084-928-1186
	69	内海ふれあいホール	利用制限	・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請	経済環境局 文化観光振興部観光課 電話: 084-928-1042
	70	あしだ交流館	利用制限	・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請	
	71	人権交流センター	利用制限	・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請	市民局まちづくり推進部 人権・生涯学習課 電話: 084-928-1006
	72	ぬまくま交流館		・新規の貸館予約: 中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請(使用料全額還付あり)	
	73	内海フィッシャリーナ(貸館業務)	利用制限	・新規予約は中止 ・既存の貸館予約: 利用の自粛要請	建設局 土木部港湾河川課 電話: 084-928-1260
	74	福山ファミリーパークキャンプ場	利用制限	新規の団体予約の中止	建設局 都市部公園緑地課 電話: 084-928-1095
	75	福山ファミリーパーク(公園部分)	利用制限	大型遊具の使用禁止	
	76	エフピコアリーナふくやま(総合体育館公園大型遊具)	利用制限	大型遊具の使用禁止	
	77	富谷公園(大型遊具)	利用制限	大型遊具の使用禁止	
	78	芦田川かわまち広場	利用制限	看板及び見回りによる 感染防止の周知・啓発	
	79	環境関連施設(ごみの受入)	通常		経済環境局 環境部環境施設課 電話: 084-954-4170

新型コロナ感染拡大防止のための早期集中対策

1 趣旨

本年4月下旬からの感染拡大に対して、5月8日から7月11日まで集中対策を実施し感染状況を低い水準まで抑え込んだ。その後、県民・事業者に引き続き、基本的な感染防止対策の実践、緊急事態措置等実施地域との往来を最大限自粛することを要請するとともに、積極的疫学調査の徹底、PCR検査の集中実施などの取組を行っている。

全国の状況を見ると、4回目の緊急事態措置やまん延防止等重点措置が実施されている首都圏や関西圏では、若年層を中心とした感染者数の大幅な増加が継続し、感染力がより強いとされるデルタ株への置き換わりも進んでおり、感染の拡大に歯止めがかかっていない。また、その他の地域でも感染者数は増加しており拡大基調にある。

本県におけるこれまでの感染状況に関する分析からは、

- ・大都市圏において感染が拡大し、数週間後に本県の感染が拡大する傾向があること
- ・広島市の感染者数は7割程度を占め、県内で先行して感染が拡大する傾向があること
- ・公表日を基準とした感染状況よりも実際の感染状況は悪化していること

が示唆され、他の都道府県の状況も含め「感染状況に応じた早期対応が感染のピークを低くし、対策期間の短縮、総感染者数の減少といった効果につながる」と考えられる。

現時点における感染状況は、デルタ株が拡大していること、お盆休みの帰省等により感染状況が悪化している県外から県内にさらに持ち込まれるリスクがあることから感染拡大リスクは高まっており、専門家の意見も踏まえ、ステージⅢの状況にある。（令和3年8月4日までの1週間の人口10万人当たり新規報告者数 全県：16.3人）

専門家からは、

- ・デルタ株等変異株への置き換わりから、今後、急速に感染が拡大する恐れがあり、飲食のほか職場、学校などで感染防止対策を今一度徹底すること
 - ・機を逸することなく早めに対策を講じ、集中対策はエリアを絞って行うとともに、これまでの対策と効果等を踏まえ強い対策とすべきであること
 - ・医療体制は、宿泊、自宅療養者の健康観察を強化するとともに、保健行政と地区医師会が連携し、オンライン診療を含め、陽性者外来を実施する施設の増加を図ること
 - ・10歳代以下の感染者割合が高く、親世代から家庭内への感染が推察され、感染防止対策の再徹底やワクチン接種促進の呼びかけを行うこと
 - ・ワクチン未接種のうち比較的年齢の高い40～60歳代で基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い傾向があり、かかりつけ医等を通じて注意喚起する必要があること
- などの意見がなされている。

こうしたことを踏まえ、ワクチン接種を進めるとともに、これまでよりも早い段階で行動制限や施設の使用制限など強い対策を実施することにより、感染の拡大及び重症者・死亡者の発生を最小限に抑え、早期に警戒基準値を安定的に下回る状態とすることを目指し、集中的な感染拡大防止対策に取り組む。

2 早期集中対策の考え方

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、県対処方針という。）では、感染の拡大を最小限に抑えながら、社会・経済活動を継続することを基本としている。1で述べたこれまでの感染状況の分析から得られた知見を活かし、感染状況に応じてより早く対応を行うことで、感染の早期収束を図っていくこととする。

今回の早期集中対策は、次の表の「段階3（行動制限実施）」に当たるものであり、具体的内容（対策期間、要請事項、対象地域など）は、次項以下のとおりとする。

段階	目安	対応策
段階1（早期警戒段階）	県外流入指標が1（※1）	・ 県民へ強い注意喚起を発信
段階2（警戒段階）	広島市の感染状況が4.0人（※2）	・ PCR検査体制の強化 ・ 保健所長等へ積極的疫学調査の更なる徹底を要請 ・ 医療機関へPCR検査の更なる徹底を要請 ・ 県民、事業者へ感染対策の徹底を要請（基本的な感染防止の強化、PCR検査の積極的な受検、テレワークの強化など）
段階3（行動制限実施）	広島県の感染状況が10.0人（※2）	・ 集中対策を開始。 なお、広島県の直近1週間の人口10万人当たり新規報告者数が15人程度になると見込まれる日から、感染状況を考慮した上で、営業時間の短縮要請等の強い対策を実施

※1：東京都の感染状況（直近1週間の10万人当たり新規報告者数）×人流（東京都から広島県）＋大阪府の感染状況（同上）×人流（大阪府から広島県）

※2：直近1週間の10万人当たり新規報告者数

3 早期集中対策期間

令和3年7月31日（土）～9月12日（日）

別紙の「集中対策重点区域の住民、事業者への要請」に係る集中対策重点区域及び要請等を行う期間については、別に定める。

なお、感染拡大の状況に応じて新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）に基づく「まん延防止等重点措置」の実施を8月4日付けで国に要請しており、今後、感染状況に十分な改善の見込みが見られない場合には、「緊急事態措置」の実施を要請するなど更なる対策の強化を図る。

また、感染状況の改善が認められる場合には、対策期間内であっても、要請事項（行動制限）の段階的な緩和や集中対策重点区域（別紙）の一部解除を行う。

4 県民、事業者への要請【全県】

県対処方針の「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県民や事業者に対して、基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」への注意や十分な換気など、確実な実践を要請している。

(1) 人と人との接触機会の低減

人流の5割削減により接触機会を8割削減し、人と人との接触機会の低減を図るため、対策期間中は県対処方針の感染防止対策等の徹底に加え、法第24条第9項に基づき、次の事項を要請する。

ア 外出の削減

- ・ 日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。
- ・ また、必要があつて外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、混雑している場所や時間を避けるなど、可能な限り人と人との接触を避け、距離を置く（2メートル以上）ことを心がけること。

※外出の削減の対象としない場合の例

医療機関への通院、各種健診の受診、医薬品の購入、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など。

イ 職場への出勤等

- ・ 徒歩・自転車通勤、時差出勤などを促し、通勤時の人との接触を減らすこと。
- ・ Web会議やテレワークの活用により、事務所や事業所ごとの出勤者を7割削減することを目標とし実施すること。また、出勤者数削減の実施状況を公表し、取組を促進すること。
- ・ テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では、執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を7割削減することを目標とし実施すること。

(2) 飲食店等の利用と感染予防

- ・ 同居する家族以外での会食等は控えること。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、次に掲げる物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場などにおいて飛沫感染防止（アクリル板等の設置または他者との間隔を1メートル以上もしくはマスク会食）、手指消毒及び換気を徹底する場合は、その限りとししない。
- ・ 会食等を行う場合には、アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島積極ガード店」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また、「広島コロナお知らせQR」の利用のほか、飲食店等が行う感染予防対策に協力すること。
- ・ 別紙による営業時間の短縮等の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。

(3) 他地域への移動の自粛

- ・ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されている地域との往来は、最大限、自粛すること。また、都道府県が住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域又は直近7日間の10万人当たり新規陽性者数が10人以上となっている地域との往来については、改めてその必要性を十分に検討し、慎重に判断すること。
- ・ これらの地域からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮した行動を行うこと。事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えの検討などを行うこと。
- ・ 県内での移動について、別紙の集中対策重点区域との往来は、最大限、自粛すること。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

(4) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

感染状況がステージⅢ若しくはⅣの状態にある場合には、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

5 イベント等の開催要件【全県】

7月31日から8月3日までを周知期間とし、8月4日以降のイベントについては、「広島県におけるイベントの開催条件について」（令和3年8月4日適用）のとおり規模要件等を変更し、法第24条第9項に基づき、その要件に沿った開催を要請する。

6 早期集中対策に合わせた対応

(1) 感染者の早期発見と隔離

早期に感染者を捕捉し、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

- ・ 積極的疫学調査の徹底及びPCR検査の集中実施
- ・ 医療・療養体制の確保

(2) クラスター対策

クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため、次のとおり対策を行う。

- ・ 医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の実施
- ・ 「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導
- ・ 学校や大学等への要請

学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校等）については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を踏まえた対応を行うこと。

また、大学，高等専門学校等においては、学生，生徒への基本的な感染防止対策の徹底に加え、会食等の注意喚起，学内や臨地での実習，寮生活，クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を図ること。

集中対策重点区域の住民，事業者への要請

1 集中対策重点区域の設定

感染の地域的な抑え込み，全県への拡大防止のため，次の地域を集中対策重点区域として定める。

- ① 広島市，三原市，廿日市市：令和３年７月３１日（土）～９月１２日（日）
- ② 呉市，尾道市，福山市，府中市：令和３年８月６日（金）～９月１２日（日）

2 集中対策重点区域の住民，事業者への要請

「４ 県民，事業者への要請」に加え，法 24 条第 9 項に基づき，１により定める区域の住民，事業者に対して，次の事項を要請する。

(１) 人と人との接触機会の低減

ア 外出の削減

20 時以降の外出はさらに削減すること。

イ 職場への出勤等

住民に対して 20 時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ，事業の継続に必要な場合を除き，20 時以降の勤務を抑制すること。

※ 要請期間は，いずれも 1 に定める地域ごとの期間に同じ

(２) 飲食店等に対する要請

地域的に感染を抑え込み，県全域への感染拡大を防止すること，マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し，集中対策重点区域内の酒類を提供する飲食店に対して，法第 24 条第 9 項に基づき，次のとおり営業時間の短縮を要請する。

併せて，飲食を主として業としている店舗（昼営業のスナックやカラオケ喫茶等）において，カラオケを行う設備を提供している場合，当該設備の利用を自粛することを要請する。

なお，県は，営業時間の短縮等の実効性の担保，業種別ガイドラインの遵守の徹底のため，関係機関と連携して，飲食店等に対して見回り活動を行う。

また，感染状況に応じてまん延防止のために必要な措置の要請等（法第 24 条第 9 項等）を行う。

【まん延防止に関する措置の例】

- ・ 従業員に対する新型コロナウイルスにかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- ・ 新型コロナウイルスの感染の防止のための入場者の整理及び誘導
- ・ 発熱その他の新型コロナウイルスの症状を呈している者の入場の禁止
- ・ 手指の消毒設備の設置，施設の消毒
- ・ マスクの着用その他の新型コロナウイルスの感染の防止に関する措置の入場者に対する周知 など

要請内容	・酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮（5時から 20 時までとする。ただし、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込を含む）は 11 時から 19 時までとする。） ・飲食を主として業としている店舗（昼営業のスナックやカラオケ喫茶等）において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること											
要請期間	1 の①の区域：令和 3 年 8 月 4 日（水）～9 月 12 日（日） 1 の②の区域：令和 3 年 8 月 10 日（火）～9 月 12 日（日）											
施設の種類	食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗のうち、酒類を提供する店舗（居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。											
協力支援金 支給単価 （単位：万円）	・希望者には、定額 25 万円の早期給付を実施。 ・早期給付受付期間：8 月 10 日～8 月 31 日 <table><tr><td></td><td>中小企業</td><td>大企業</td></tr><tr><td>時短</td><td>2.0～7.0／日</td><td>最大 19／日</td></tr><tr><td>休業</td><td>2.5～7.5／日</td><td>最大 19.5／日</td></tr></table>				中小企業	大企業	時短	2.0～7.0／日	最大 19／日	休業	2.5～7.5／日	最大 19.5／日
	中小企業	大企業										
時短	2.0～7.0／日	最大 19／日										
休業	2.5～7.5／日	最大 19.5／日										
支給要件	・「広島積極ガード店」「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録 ・通常の閉店時間が 20 時以降の飲食店 ・「飲食店営業」許可証をもっていること											

※感染状況の改善に伴い、営業時間の短縮を要請する期間を変更する場合がある。

（３）大規模施設等に対する働きかけ

施設に人が集まることによる人流を抑制し、人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ、集中対策重点区域内の大規模施設等について、次のとおり営業時間の短縮等を働きかける。この場合、協力金は支給しない。

- ・働きかけの期間：1の①の区域：令和3年8月4日（水）～9月12日（日）
1の②の区域：令和3年8月10日（火）～9月12日（日）
- ・働きかけの内容

施設の種類	施設の例	働きかけの内容
劇場等	劇場、観覧場、演芸場、映画館 等	・5時から20時までの営業時間の短縮 - ただし、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く ・イベントを開催する（映画館の上映含む。）場合は、21時までの営業時間の短縮 ・施設内での飲食につながる酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む。）は、11～19時まで ※食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設は、上記（２）の要請に従うこと
集会・展示施設	集会場又は公会堂、展示場 等	
ホテル・旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設等	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
博物館等	博物館、美術館 等	
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等	
遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券販売所 等	
サービス業（生活必需サービス除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	
結婚式場	結婚式場	